

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(76)…………… 2
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(77)…………… 2
- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(78)…………… 2
- 世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則(79)…………… 2

### 告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(548)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(549)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(550)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(551)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(552)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(553)…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(554)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(555)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(556)…………… 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(557)…………… 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(558)…………… 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(559)…………… 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(560)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(561)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(562)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(563)…………… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(564)…………… 4
- 公共工事の入札及び契約の適正化

- の促進に関する法律施行令に基づく公表の方法の告示(565)…………… 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(566)…………… 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(567)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(568)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(569)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(570)…………… 5
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(571)…………… 5
- 令和6年第3回世田谷区議会定例会招集の告示(572)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(573)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(574)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(575)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(576)…………… 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出の告示(577)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(578)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(579)…………… 6
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(580)…………… 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(581)…………… 6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(582)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(583)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(584)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(585)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(586)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(587)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(588)…………… 7
- 地方自治法に基づく予算の公表(589)…………… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(590)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(591)…………… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(592)…………… 7
- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告

- 示(593)…………… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(594)…………… 7
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認の辞退の告示(595)…………… 7
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示(596)…………… 7
- 世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価の改正の告示(597)…………… 7

### 公 告

- 国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告(54)…………… 9
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告(55)…………… 9
- 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表(56)…………… 9

### 告 示(選)

- 公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示(31)…………… 9
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和6年9月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(32)…………… 9
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示(33)…………… 9

### 告 示(監)

- 地方自治法に基づく住民監査請求に係る監査結果の勧告に対する措置結果の公表(10)…………… 9

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和6年9月30日

世田谷区長 保坂展人

### 世田谷区規則第76号

世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第77号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第78号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第79号

世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区公報

世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則  
 世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和57年7月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「（法附則第2条第1項の規定による給付（以下「特例給付」という。）を含む。）を削る。  
 第4条を削る。  
 附則  
 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年10月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2条例別表第2区長の部11の款の部1の款10の項中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

第2条 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2条例別表第2区長の部11の款の部1の款10の項中「（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を「の児童手当」に改める。  
 附則

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和6年10月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の別表第2条例別表第2区長の部11の款の部1の款10の項の規定は、令和6年10月以降の月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当の支給について適用し、同年9月以前の月分の同項の児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給については、なお従前の例による。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年12月世田谷区規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表第3から別表第5までを次のように改める。

別表第3（第10条関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生	2,080,000円

計維持児童がないとき	
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき	2,080,000円に次に掲げる額を加算した額 1 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に380,000円を乗じて得た額 2 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に480,000円を乗じて得た額 3 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に530,000円を乗じて得た額

備考 この表から別表第5までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加算対象扶養親族等 条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。
- (2) 生計維持児童 条例第4条第1項第1号に規定する児童をいう。
- (3) 70歳以上同一生計配偶者 70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。
- (4) 老人扶養親族 所得税法に規定する老人扶養親族をいう。
- (5) 特定扶養親族等 所得税法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。

別表第4（第10条関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき	2,360,000円
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき	2,360,000円に次に掲げる額を加算した額 1 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に380,000円を乗じて得た額 2 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に440,000円を乗じて得た額（前号の規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場

	合にあっては、当該乗じて得た額から60,000円を減じた額）
--	--------------------------------

別表第5（第10条関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等がないとき	2,360,000円
加算対象扶養親族等があるとき	2,360,000円に次に掲げる額を加算した額 1 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に380,000円を乗じて得た額 2 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に440,000円を乗じて得た額（前号の規定により算定された額がない場合において、当該乗じて得た額から60,000円を減じた額）

第6号様式中「各健康保険組合等の高額療養費・付加給付による給付

」を「高額療養費・付加給付による給付」に、「日本スポーツ振興センターの学校災害共済給付

」を「交通事故等第三者行為による給付」に、「交通事故等第三者行為による給付」を、「日本スポーツ振興センターの学校災害共済給付

」に、「他の医療助成制度」を「他の医療助成制度」に改める。

附則

1 この規則は、令和7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6号様式の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第3から別表第5までの規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第6号様式の改正規定の施行の際、この規則による改正前の第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区風景づくり条例施行規則（平成11年3月世田谷区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第19号様式中「第101条第1号」を「第102条第1号」に改める。

第20号様式中「第100条」を「第101条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第19号様式の改正規定及び

第20号様式中「第100条」を「第101条」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区祖師谷一丁目130番14から130番15まで
- 3 供用開始の区域  
延長 11.09メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.19メートルまで  
面積 2.01平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月2日

◎世田谷区告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区三軒茶屋一丁目422番49
- 3 変更の区域  
延長 12.56メートル  
幅員 0.13メートルから  
0.21メートルまで  
面積 2.79平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月2日

◎世田谷区告示第550号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G081
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘四丁目3202番4
- 3 変更の区域  
面積 0.33平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和6年9月2日

◎世田谷区告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目249番18の内
- 3 変更の区域  
延長 7.92メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.65メートルまで  
面積 5.05平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月2日

◎世田谷区告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目249番18の内
- 3 変更の区域  
延長 0.02メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.62メートルまで  
面積 0.02平方メートル

◎世田谷区告示第553号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
放課後等サービス  
ウィズ・ユ-世田谷駒沢
- 2 事業者の所在地  
東京都世田谷区野沢二丁目14番4号MUプレイス1階
- 3 申請者の名称  
ゴーストノートステイグレイ合  
同会社
- 4 指定年月日  
令和6年9月1日

- 5 障害児通所支援の種類  
児童発達支援及び放課後等サービス

◎世田谷区告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
合同会社Pommier
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区喜多見八丁目18番16号スプリングス204
- 3 事業所の名称  
世田谷区相談支援ボミエ
- 4 事業所の所在地  
東京都世田谷区喜多見八丁目18番16号スプリングス204
- 5 事業所番号  
1331204873
- 6 事業の種類  
特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者  
特定なし
- 8 廃止の年月日  
令和6年9月5日

◎世田谷区告示第555号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
合同会社Pommier
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区喜多見八丁目18番16号スプリングス204
- 3 事業所の名称  
世田谷区相談支援ボミエ
- 4 事業所の所在地  
東京都世田谷区喜多見八丁目18番16号スプリングス204
- 5 事業所番号  
1371201011
- 6 事業の種類  
障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者  
特定なし
- 8 廃止の年月日  
令和6年9月5日

世田谷区公報

◎世田谷区告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
46-21
- 2 変更の区間  
世田谷区等々力一丁目76番20の内
- 3 変更の区域  
延長 9.64メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.75平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月2日

◎世田谷区告示第557号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第558号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第559号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第560号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年9月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用

を開始する。

この関係図面は、令和6年9月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 53-29  
(2) 53-29
- 2 供用開始の区間  
(1) 世田谷区上祖師谷四丁目1122番37地先無番  
(2) 世田谷区上祖師谷四丁目1122番38から1122番36地先無番まで
- 3 供用開始の区域  
(1) 延長 0.75メートル  
幅員 0.25メートル  
面積 0.21平方メートル  
(2) 延長 21.33メートル  
幅員 0.24メートルから  
0.25メートルまで  
面積 5.35平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月3日

◎世田谷区告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目522番1の内
- 3 変更の区域  
延長 6.50メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.14平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月3日

◎世田谷区告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見九丁目2060番10から2060番8まで
- 3 変更の区域  
延長 13.96メートル  
幅員 2.17メートル  
面積 30.34平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月4日

◎世田谷区告示第564号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
44-G117
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見九丁目2060番11から2060番9まで
- 3 変更の区域  
延長 13.66メートル  
幅員 1.39メートルから  
1.40メートルまで  
面積 19.12平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年9月4日

◎世田谷区告示第565号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり告示する。

令和6年9月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条第1項及び第5項の規定による公表の方法は、世田谷区ホームページにおいて公表する方法とする。
- 2 令第7条第1項及び第2項の規定による公表の方法は、次に掲げる方法とする。  
(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて公表する方法  
(2) 世田谷区ホームページにおいて公表する方法
- 3 令第7条第3項の規定による公表の方法は、次に掲げる閲覧所において閲覧に供する方法とする。  
(1) 世田谷区財務部経理課内（東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号）  
(2) 世田谷区教育委員会事務局教育総務課内（東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号）

◎世田谷区告示第566号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和6年9月5日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第567号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規

定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和6年9月5日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

**◎世田谷区告示第568号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月6日  
 世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
58-14
- 変更の区間  
世田谷区瀬田五丁目306番12から306番13まで
- 変更の区域  
延長 12.89メートル  
幅員 0.72メートルから1.07メートル  
面積 9.68平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年9月6日

**◎世田谷区告示第569号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月6日  
 世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
36-5
- 供用開始の区間  
世田谷区成城二丁目140番3から140番4まで
- 供用開始の区域  
延長 5.43メートル  
幅員 8.16メートルから18.94メートルまで  
面積 242.51平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年9月6日

**◎世田谷区告示第570号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月6日  
 世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区梅丘三丁目1405番53の内
- 変更の区域  
延長 1.91メートル  
幅員 0.57メートルから

0.62メートルまで  
 面積 1.18平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和6年9月6日

**◎世田谷区告示第571号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
 令和6年9月6日  
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類  
東京都市計画緑地第64号成城みつ池緑地
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区成城四丁目地内
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

**◎世田谷区告示第572号**  
 令和6年第3回世田谷区議会定例会を下記により招集する。  
 令和6年9月6日  
 世田谷区長 保坂展人  
 記

- 招集する年月日  
令和6年9月17日(火)午後1時
- 招集する場所  
世田谷区議会議場

**◎世田谷区告示第573号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
47-28
- 変更の区間  
世田谷区八幡山一丁目147番44から147番43まで
- 変更の区域  
延長 17.42メートル  
幅員 0.64メートルから0.77メートルまで  
面積 12.36平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年9月9日

**◎世田谷区告示第574号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区代沢五丁目1134番5の内
- 変更の区域  
延長 11.34メートル  
幅員 0.43メートルから0.44メートルまで  
面積 4.97平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年9月9日

**◎世田谷区告示第575号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、令和6年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区代沢五丁目1134番5の内
- 変更の区域  
延長 0.17メートル  
幅員 0.43メートル  
面積 0.07平方メートル

**◎世田谷区告示第576号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区玉川四丁目1621番4から1621番3まで
- 変更の区域  
延長 23.47メートル  
幅員 0.04メートルから0.23メートルまで  
面積 3.41平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年9月9日

**◎世田谷区告示第577号**  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。  
 令和6年9月12日  
 世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称  
グループホーム やまぼうし

世田谷区公報

<p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区玉川四丁目13番7-101号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人大三島育徳会</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年8月28日</p> <p>5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>第2項の規定により告示する。 令和6年9月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定納付受託者の名称及び所在地 (1) 名称 株式会社ジェイエムエス (2) 所在地 東京都新宿区大久保三丁目8番2号住友不動産新宿ガーデンタワー</p> <p>2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 観覧料</p> <p>3 指定納付受託者の指定をした日 令和6年9月17日</p>	<p>まで (新)世田谷区松原一丁目1778番21地先無番から11番33地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和6年9月20日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第578号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂三丁目62番11の内から62番8の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.86メートル 幅員 0.81メートルから0.84メートルまで 面積 9.21平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年9月13日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第581号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービ不事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和6年9月18日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイホームまほろば祖師谷</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖師谷二丁目9番12号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社リレイション</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年9月4日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p><b>◎世田谷区告示第584号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年9月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区弦巻五丁目611番8の内</p> <p>3 変更の区域 延長 27.06メートル 幅員 0.00メートルから0.95メートル 面積 14.67平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年9月20日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第579号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和6年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 (1) 世田谷区三宿一丁目320番16から320番27まで (2) 世田谷区太子堂二丁目318番36から318番34まで</p> <p>3 供用開始の区域 (1) 延長 10.07メートル 幅員 1.62メートル 面積 16.45平方メートル (2) 延長 24.48メートル 幅員 1.63メートル 面積 39.91平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年9月13日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第582号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。 令和6年9月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ケアプランしま</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区玉堤一丁目11番10-211号</p> <p>3 事業者の名称 合同会社KRカンパニー</p> <p>4 指定年月日 令和6年10月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p><b>◎世田谷区告示第585号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年9月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区弦巻五丁目629番6の内から629番2の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 35.91メートル 幅員 2.00メートル 面積 71.65平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年9月20日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第580号</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条</p>	<p><b>◎世田谷区告示第583号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和6年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年9月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-G132</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区松原一丁目1778番4地先無番から11番33地先無番</p>	<p><b>◎世田谷区告示第586号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年9月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区弦巻三丁目15番2地先無番 (2) 世田谷区弦巻三丁目15番18から15番18地先無番まで</p>

3 変更の区域  
 (1) 延長 49.06メートル  
 幅員 5.10メートル  
 面積 250.32平方メートル  
 (2) 面積 13.04平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和6年9月25日

◎世田谷区告示第587号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和6年9月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
 31-G081  
 2 廃止する起終点  
 世田谷区弦巻三丁目15番18地先無番から15番2地先無番まで  
 3 廃止の期日  
 令和6年9月25日

◎世田谷区告示第588号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、令和6年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月27日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区若林三丁目227番73  
 3 変更の区域  
 延長 13.04メートル  
 幅員 0.87メートルから  
 0.88メートルまで  
 面積 11.53平方メートル

◎世田谷区告示第589号  
 令和6年9月27日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。  
 令和6年9月27日  
 世田谷区長 保坂展人

1 令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第2次）  
 2 令和6年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第1次）  
 3 令和6年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第1次）  
 4 令和6年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第1次）  
 5 令和6年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第1次）  
 別添省略

◎世田谷区告示第590号  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78

条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。  
 令和6年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
 砧デイサービスセンター  
 2 事業所の所在地  
 東京都世田谷区砧三丁目9番11号  
 3 事業者の名称  
 社会福祉法人友愛十字会  
 4 指定年月日  
 令和6年10月1日  
 5 サービスの種類  
 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第591号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区弦巻二丁目141番45から141番46の内まで  
 3 変更の区域  
 延長 14.71メートル  
 幅員 0.00メートルから  
 0.10メートルまで  
 面積 11.16平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和6年9月30日

◎世田谷区告示第592号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
 31-D349-08  
 2 変更の区間  
 世田谷区弦巻二丁目141番46の内  
 3 変更の区域  
 延長 37.91メートル  
 幅員 0.52メートルから  
 1.14メートルまで  
 面積 29.74平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和6年9月30日

◎世田谷区告示第593号  
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
 令和6年9月30日

世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第594号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
 この関係図面は、令和6年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
 13-D018-05  
 2 変更の区間  
 世田谷区下馬四丁目26番12の内  
 3 変更の区域  
 延長 10.91メートル  
 幅員 0.58メートルから  
 0.59メートルまで  
 面積 6.39平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和6年9月30日

◎世田谷区告示第595号  
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定による特定教育・保育施設の確認の辞退について、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
 令和6年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第596号  
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
 令和6年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第597号  
 道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について  
 令和6年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

世田谷区道路占用規則（昭和52年10月世田谷区規則第38号）第17条の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和5年10月31日世田谷区告示第733号）の全部を次のように改正する。  
 ただし、令和6年9月30日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。  
 附則  
 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価 (令和6年10月) 上段=昼間 下段=夜間

歩車道別	工種	単位	道路掘削復旧監督事務費 徴収単価(円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)				
			A	B	C	A	B	C		
車道	1	砂利道	12型	㎡	170	130	120	3,447	2,542	2,433
					240	170	同左	4,724	3,480	3,349
車道	2	アスファルトコンクリート舗装	20型	㎡	1,720	1,270	580	34,440	25,462	11,585
					2,270	1,670	650	45,360	33,371	13,036
車道	3	アスファルトコンクリート舗装	25型	㎡	3,240	2,400	860	64,789	47,902	17,171
					4,380	3,220	960	87,611	64,473	19,287
車道	4	アスファルトコンクリート舗装	40型	㎡	4,190	3,100	1,170	83,782	61,953	23,465
					5,650	4,160	1,330	113,062	83,204	26,684
車道	5	アスファルトコンクリート舗装	55型	㎡	5,270	3,890	1,630	105,316	77,869	32,651
					7,020	5,170	1,850	140,411	103,331	37,036
車道	6	アスファルトコンクリート舗装	60型	㎡	6,070	4,490	1,900	121,342	89,727	37,996
					7,990	5,880	2,090	159,851	117,633	41,793
車道	7	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	20型	㎡	2,120	1,690	520	42,391	33,722	10,488
					2,930	2,300	610	58,609	45,958	12,188
車道	8	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	25型	㎡	2,940	2,340	820	58,833	46,801	16,364
					3,990	3,130	920	79,869	62,623	18,456
車道	9	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	35型	㎡	3,570	2,840	1,060	71,482	56,860	21,229
					4,850	3,800	1,220	96,913	75,983	24,358
車道	10	インターロッキングブロック舗装		㎡	3,600	2,780	2,470	71,907	55,653	49,312
					4,510	3,450	3,050	90,252	69,009	61,054
車道	11	タイル舗装		㎡	4,210	2,900	同左	84,172	58,045	同左
					5,700	3,800	同左	114,071	76,082	同左
歩道	12	アスファルトコンクリート舗装		㎡	1,100	820	同左	22,091	16,331	同左
					1,470	1,080	同左	29,313	21,578	同左
歩道	13	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)		㎡	1,780	1,320	同左	35,684	26,389	同左
					2,380	1,750	同左	47,596	35,018	同左
歩道	14	コンクリート平板舗装		㎡	2,510	1,860	同左	50,291	37,189	同左
					3,080	2,270	同左	61,593	45,327	同左
歩道	15	歩道インターロッキングブロック舗装		㎡	2,210	1,560	同左	44,204	31,211	同左
					2,750	1,940	同左	54,993	38,782	同左
歩道	16	歩道インターロッキングブロック舗装 (透水性)		㎡	2,620	1,860	同左	52,309	37,200	同左
					3,300	2,340	同左	66,022	46,898	同左
歩道	17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部		㎡	3,720	2,670	同左	74,400	53,465	同左
					4,860	3,480	同左	97,102	69,687	同左
歩道	18	歩道タイル舗装		㎡	3,880	2,440	同左	77,547	48,720	同左
					5,230	3,190	同左	104,559	63,703	同左
歩道	19	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	30型	㎡	3,480	2,570	同左	69,567	51,436	同左
					4,960	3,650	同左	99,284	73,069	同左
歩道	20	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	40型	㎡	4,270	3,150	同左	85,320	63,087	同左
					6,070	4,470	同左	121,385	89,313	同左
歩道	21	歩道乗入れ舗装 (アスコ)	35型	㎡	3,480	2,580	同左	69,687	51,524	同左
					4,710	3,470	同左	94,276	69,371	同左
歩道	22	歩道乗入れ舗装 (アスコ)	50型	㎡	5,010	3,710	同左	100,287	74,149	同左
					6,660	4,900	同左	133,156	97,996	同左
その他	23	街きょ		m	5,080	3,760	2,990	101,640	75,153	59,869
					6,360	4,680	3,590	127,244	93,633	71,836
その他	24	L形側溝		m	3,290	2,440	同左	65,880	48,709	同左
					4,510	3,320	同左	90,164	66,360	同左
その他	25	U形側溝		m	3,290	2,440	同左	65,880	48,709	同左
					4,510	3,320	同左	90,164	66,360	同左
その他	26	歩道止石		m	2,120	1,570	同左	42,349	31,320	同左
					2,960	2,180	同左	59,247	43,593	同左
その他	27	境石		m	1,470	1,090	同左	29,422	21,753	同左
					2,070	1,520	同左	41,411	30,480	同左
その他	28	区画線 幅15cm		m	60	40	同左	1,178	862	同左
					70	50	同左	1,484	1,091	同左
その他	29	舗装切断 厚さ15cm以下		m	120	80	同左	2,501	1,583	同左
					170	100	同左	3,332	2,023	同左
その他	30	舗装切断 厚さ15cmを超え30cm以下		m	300	190	同左	6,017	3,789	同左
					380	230	同左	7,611	4,549	同左
その他	31	公共基準点復旧 2級点 (測量費)		個	23,640	同左	同左	472,706	同左	同左
					23,640	同左	同左	472,706	同左	同左
その他	32	公共基準点復旧 3級点 (測量費)		個	9,330	同左	同左	186,602	同左	同左
					9,330	同左	同左	186,602	同左	同左

1 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により難いものについては別途算出した単価による。

- A 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの
- B 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの
- C 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの

2 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の2分の1とする。

3 本表は令和6年10月1日以後の道路占用工事立会検査から適用する。



公 告

◎世田谷区公告第54号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。

令和6年9月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画が定められた年月日
令和6年4月1日
2 調査を実施する者の名称
世田谷区
3 調査地域
世田谷区喜多見五丁目の一部
世田谷区若林一丁目の一部
世田谷区赤堤二丁目の一部
4 調査面積
0.17平方キロメートル
5 調査内容
地籍調査
6 調査期間
令和6年9月13日から令和7年3月7日まで

◎世田谷区公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同法第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和6年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画公園事業第8・3・27号桜丘農業公園
2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
3 施行者の名称
世田谷区
4 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
5 事業地の所在
収用の部分
世田谷区桜丘四丁目地内
使用の部分
なし

◎世田谷区公告第56号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年9月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消

した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和6年9月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和6年9月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和6年9月2日

世田谷区選挙管理委員会

Table with 2 columns: Category, Value. Rows: 50分の1の数 (15,496), 6分の1の数 (129,126), 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数 (195,793)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第33号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年9月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第10号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査結果の勧告に対する措置結果を、次のとおり公表する。

令和6年9月30日

世田谷区監査委員 田中文子
同 中根秀樹
同 下山芳男
同 高橋昭彦

地方自治法第242条に基づく世田谷区職員措置請求に係る監査結果の勧告に対する措置結果

令和6年5月8日付で受理した世田谷区職員措置請求（世田谷区立男女共同参画センター運営委託の支出に関する件）に関して、世田谷区長に対して、

- (1) 区は、本件講師に直接事情聴取するなど相当な方法により本件講座全体を確認・検証し、本件講座が本委託契約の債務の本旨に従って適切に履行されたかを改めて検討すること。その上で、社会福祉法人共生会SHOWAへの本件講座を含む令和5年9月分の支出が適正であったか検証し、必要な措置を講ずること

- (2) 同様の事態が生じることのないよう、再発防止策を講ずること
を、地方自治法第242条第5項の規定に基づき勧告したところ、同条第9項の規定に基づき下記のとおり世田谷区長より通知があった。

記

- (1) 令和6年8月16日、生活文化政策部長、人権・男女共同参画課長、担当係長が本件講座の講師に面会し、本件講座全体についてその内容等を確認・検証した。本件講座は、精神的DV被害者として配偶者に従わざるを得ないような環境（夫婦関係）におかれ、現状を諦め受け入れている女性も少なくない中で、受講生が自ら気づき、心身の回復や状況の改善をするための知識や術を得ることで希望を見出し、本人が望む一步を踏み出すきっかけになるよう実施したものである。当日は受講生に配付したレジュメに沿い、離婚に際しての提出書類を具体的に用いながら、導入から質問に対する回答まで丁寧に解説されており、「離婚をめぐる法律講座」として実際に参加した精神的に苦しんでいる受講生にとって有意義な内容であったと確認できた。したがって、本件講座には一部不適切な部分が確認されたものの、講座全体において、本委託契約の債務の本旨に沿って履行されていると判断することができ、本件講座以外の債務についても仕様書に基づき適切に履行されていることから、令和5年9月分の支出は適切であり、特段の措置は行わない。
(2) 今回、ご指摘の事態が生じることがないよう、次のとおり措置を講ずる。
①今後、各種講座の講師との事前打ち合わせにおいて、講師に目的や趣旨を十分理解してもらうとともに、同様の事態が生じないよう、本件講座を例にとり綿密な打ち合わせを行う。
②講座の履行内容について終了後も確認や事後検証ができるよう、講師の了解を得て講義について録音する。また、講義に使用したテキストや資料等についても適切に記録保管を行う。